

生活保護法指定等[*医療機関・薬局・助産師・施術者][*休止・廃止]届書

生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下、「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2（同法第55条第2項において準用する場合を含む）の規定に基づく指定機関を含む）の規定に基づき * 休止 ・ 廃止 しましたので届け出ます。

指定医療機関等	番 号	
	名 称（氏名）	
	所在地（住所）	〒
休止・廃止年月日		年 月 日
休止・廃止の理由		
委託患者の措置状況		
再開の見とおし （休止の場合）		

年 月 日

（あて先）一 宮 市 長

〒
住 所
申請者
氏 名

<注意事項>

1. この届書の提出先は、医療機関及び薬局の場合には事業所の所在地、助産師及び施術者の場合には事業所の所在地、または、住所地によって変わります。

なお、本様式は、一宮市役所提出用です。

- ・ 事業所の所在地等が一宮市内の場合・・・・・・・・一宮市役所生活福祉課
- ・ 〃 が名古屋市内の場合・・・・・・・・各区役所生活保護担当課
- ・ 〃 が豊橋市内の場合・・・・・・・・豊橋市役所生活保護担当課
- ・ 〃 が岡崎市内の場合・・・・・・・・岡崎市役所生活保護担当課
- ・ 〃 が豊田市内の場合・・・・・・・・豊田市役所生活保護担当課
- ・ 〃 がその他の市町村内の場合・・・愛知県庁地域福祉課

2. 「廃止届書」を提出する場合は次のとおりです。

- (1) 指定機関等を移転または改築したとき
- (2) 指定機関等の建物もしくは設備の担当部分が滅失し、又は損壊したとき
- (3) 指定機関等の開設者、施術者等が死亡し、又は失そうの宣告を受けたとき
- (4) 指定機関等の譲渡又はその他の原因により開設者が異動したとき
- (5) 指定機関等を廃止したとき

3. 「休止届書」は、指定機関等の内容には変動がなく、単にその機能を一時停止する場合に提出してください。

4. 生活保護法等（中国残留邦人等支援法第 14 条 4 項によりその例とされた場合を含む）による委託患者がいる場合には、その善後措置につき適切に配慮してください。

5. 休止の場合には、再開後 10 日以内に「再開届書」を提出してください。

6. 2 の(3)による場合等で開設者等が「廃止届書」を提出できないときは、その相続人が「廃止届書」を提出してください。なお、この場合には開設者との続き柄を記入してください。

<記載要領>

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定（老人）訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する（老人）訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。

2. ※印のところは、不要なものを———で消してください。

3. 指定医療機関等の「番号」は、指定通知書によって通知した整理番号を算用数字で記載してください。

4. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「(診療所)」のように記載してください。

5. 「委託患者の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。

6. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。